

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 31 年 2 月 28 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800543号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800036号

第1 結論

昭和45年*月から昭和50年4月までの請求期間及び昭和50年11月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(夫)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和45年*月から昭和50年4月まで
② 昭和50年11月から昭和52年3月まで

妻(訂正請求記録の対象者)が60歳の時に年金記録のお知らせが送付され、妻に国民年金保険料の未納期間があったので調査を依頼した。2、3年後に妻宛に封書で回答が届き、未納期間の照合ができて保険料納付の確認ができたとの内容であり、妻は未納があるはずはなく当然であると喜んでいたら、今年妻が亡くなった後、また保険料の未納期間が見つかった。国民年金の加入手続は妻自身が行い、請求期間の国民年金保険料は、学生期間中(昭和45年*月から昭和48年3月まで)は妻の母親が卒業後は妻が納付書で毎月納付していたはずである。妻は国民年金保険料の未納期間が無くなったと喜んでいたので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続は、訂正請求記録の対象者自身が行い、請求期間の国民年金保険料は、学生期間中(昭和45年*月から昭和48年3月まで)は訂正請求記録の対象者の母親が卒業後は訂正請求記録の対象者が納付書で毎月納付していたとしている。

しかしながら、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号「*」は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、A市において昭和52年6月頃に払い出されたと推認され、

この頃に、訂正請求記録の対象者に係る国民年金の加入手続が行われ、20歳到達時（昭和45年*月*日）まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものであることから、訂正請求記録の対象者は、昭和45年*月から当該払出時より前までの間は国民年金に加入しておらず、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付することはできない。

また、訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年6月時点では、請求期間①のうち昭和45年*月から昭和50年3月までの期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間となっている上、当該払出時点では、請求期間①のうち昭和50年4月及び請求期間②の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるものの、国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を納付していたとする訂正請求記録の対象者及びその母親は、既に亡くなっていて当時の事情を聴取することができず、請求期間は請求者の婚姻前の時期であり、請求者は訂正請求記録の対象者に係る加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

なお、訂正請求記録の対象者の母親は、訂正請求記録の対象者の父親が厚生年金保険の被保険者であったため、国民年金の任意加入対象者であったが任意加入はしておらず、その父親が昭和49年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、強制加入被保険者として同年8月に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに請求者が請求期間当時訂正請求記録の対象者が住民登録していたとするA市において、昭和45年*月から昭和52年9月までの期間について、払い出された国民年金手帳記号番号を国民年金手帳記号番号払出簿により全件確認したものの、訂正請求記録の対象者に「*」とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、訂正請求記録の対象者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに訂正請求記録の対象者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。